

推進会議で取り組む課題の候補 (説明資料)

課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮

【事例】

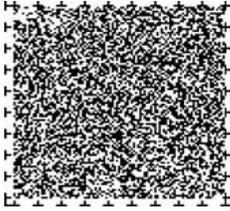
- ・防災情報など命に関わる情報提供は、点字版やSPコード(音声コード)を印刷したものも作成するなど、コミュニケーションに障害のある人に配慮すべきではないか。
- ・行政庁から送付された書類や文書であることが識別できるよう、封筒や葉書に触読できる浮きだしマークなどを付けてほしい。
- ・無人の駅は多く、視覚障害や聴覚障害のある人への配慮に欠けることがあり、有人の駅でも非常時の案内サービスのない場合がある。
- ・聴覚障害のある人が手話体験学習の講師を引き受けるに当たり、手話通訳の派遣が予定されていなかった。

【問題の所在】

- 情報は、私たちの暮らしに必要な不可欠なものであるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害等のある方は、必要な情報を得ることが困難な場面が多く、生活上困ったり、社会的に不利な状況に陥ることもある。特に、災害時においては、適切に情報が提供されないと、直ちに生命・身体の危機に陥ることがある。
- このため、障害のある方に対し必要な情報を確実に提供できるよう工夫する必要があるが、情報の提供に当たって、以下のとおり個別の問題点がある。
 - 文書や資料にSPコード(音声コード)がほとんど添付されておらず、それを読み上げる活字文書読上げ装置(商品名:スピーチオ、テルミー)の普及も進んでいない。
 - 浮き出しマークがないと、プライベートな書類や期限付きの書類であることを知らずに放置したりして紛失してしまうことがある。
 - 手話通訳者や要約筆記者の配置がないと、聴覚障害のある方と聴覚障害のない方の間でコミュニケーションをとることが困難である。
 - 自閉症や知的障害のある方にもわかりやすい資料や案内が少ない。

(参考)

- SPコード(音声コード):紙に掲載された情報をデジタルに変換。18ミリ四方の大きさに約800文字のテキストデータを格納。



- 活字文書読上げ装置

商品名	スピーチオ	テルミー
写真		
販売元	廣濟堂スピーチオ販売(株)	日本福祉サービス(株)
音声コード 作成ソフト		

SPコード(音声コード)部分を上の活字文書読上げ装置の中に入れると、音声で読み上げてくれる。重度の視覚障害者(児)は、日常生活用具の指定品目となっており、約10%の負担(約1万円)で入手することができる。

- 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

(社会福祉法人日本盲人福祉委員会)

課題2 障害者用駐車スペースの適正な利用

【事例】

- ・障害者用駐車スペースに障害のない方が駐車してしまい、車いす使用者等が利用できない。
- ・車いす使用者が車両に車いすマークを貼っていないという理由で障害者用駐車スペースへの駐車を拒否された。
- ・障害者用駐車スペースの駐車の予約をしていないという理由で断られた。

【問題の所在】

- 障害のある方にとって、障害者用駐車スペースの存在は自由な外出を保障するために極めて重要であるが、上記の事例のように障害者用駐車スペースを利用できないことも多い。
- その原因としては、以下の問題点が挙げられる。
 - 駐車マナーの悪い人が多い。(障害のない人が「車いすマーク」をつけていることもある。)
 - 障害者用駐車スペースは、法令等により整備基準は決まっているが、利用のルール(誰のためのスペースか)は明確にされていない。

【説明】

- バリアフリー新法に基づき、不特定多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設を設けなければならない。
- 幅を350cm以上と広くとる、車いす使用者用である旨を見やすく表示する、建物の出入口にできるだけ近い場所に設置することが定められている。
- 車いす使用者に準じた方、例えば、松葉杖を使用している方、妊婦の方など、乗り降りに幅広いスペースが必要な方の利用は差し支えないと考えられており、多くの場合、「障害者用」、「身障者用」などと表示されている。

(参考)

- 他県では、身障者用駐車場のうち、県と施設管理者が協定を締結した駐車場において、身体障害があり歩行困難な方のほか、けが人や妊産婦など一時的に歩行困難な方、高齢で歩行困難な方、難病等による歩行困難な方からの申請により、県が「身障者用駐車場利用証」(パーキング・パーミット)を交付し、これを持つ人が利用できる制度を導入したところもある。
- また、車いす使用者以外で安全を確保する必要のある方、例えば、ベビーカーを押す方、妊娠している方、内臓疾患があり介助の必要な方などが利用するスペースとして、思いやり駐車区画を設置している自治体もある。



障害者用駐車スペースの例

多数の人が利用する駐車場には、全駐車台数が200以下の場合には50分の1以上、200を超える場合は100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

- 障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークで、このマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

(財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

- 身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。(警察庁交通局)

- (参考) 平成20年7月6日朝日新聞投書 (茨城県阿見町 女性 大学生18歳)

何の障害もないのに身体障害者用の駐車場を利用する人が増えているというニュースを見た。止めた理由は「空いていたから」。中には、車いすマークのステッカーを張っている人もいる。私はこの状況が信じられなかった。弟には心臓病があり、小さい頃は少し歩くだけで、苦しくなる症状があった。障害者用以外の駐車場に止めて弟を抱いて移動する親が、「もっと大変な人がいるんだから、できるだけ空けておくだよ」と言っていたからだ。車に張るステッカーは100円ショップなどで簡単に手に入る。まずこの販売を警察署などに制限する必要があると思う。また、障害者用駐車場を使うための証明書を発行しているショッピングセンターもあり、この方式を広めていったらどうだろう。しかしそれ以前に、駐車場利用者のモラルをどう高めるのか、私は親から自分たちより大変な人がいることを教えられたが、多くの人が思いやりを持ち、当たり前前の方が当たり前に通じる社会になってほしいと思う。

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受入れ

【事例】

- ・病院内への盲導犬の同伴を拒否された。
- ・レストランで盲導犬の同伴を拒否された。

【問題の所在】

- 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)は、体の不自由な人の自立と社会参加に寄与しており、その意義は比較的理解されてきているが、以下の問題点がある。

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の意義は比較的理解されているが、「犬は不潔」と考える人も多く、衛生上の不安から、病院や飲食店等で補助犬の受入れを拒否する例がまだまだ多い。

身体障害者補助犬法が施行されてから5年経つが、身体障害者補助犬の育成、普及もまだ十分とは言えず、受入れ側がどう対応したらよいか分からないというところも多いものと思われる。

「補助犬は、自分の身体の一部」と考える補助犬ユーザーに対し、病院等では、「犬は受付で預かりますので、診察室には一人で入ってください。」と補助犬ユーザーと補助犬を分離しようとする場合もある。

【説明】

- 補助犬の種類

盲導犬 目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教える。胴体にハーネスをつけているのが特徴。

介助犬 手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりする。着替えも手伝う。

聴導犬 耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせる。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教える。

- 身体障害者補助犬法では、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないこととされている。(なお、病院やレストランは、不特定多数の者が利用する施設に当たるので、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないこととされている。)
- 民間事業主及び民間住宅の管理者は、従業員又は居住者が身体障害者補助犬を拒まないよう努めなければならないこととされている。

- 平成19年12月に身体障害者補助犬法の一部改正があり、以下のとおりとされた。

相談窓口の設置

都道府県・政令市・中核市は、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行う。(平成20年4月1日施行)

事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用の義務化

常時雇用労働者56人以上の民間企業は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合やその他のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。(平成20年10月1日施行)

(参考)

- ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。店の入口等でこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いします。(厚生労働省社会・援護局)

課題4 預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮

【事例】

- ・視覚障害のある人が銀行預金の引出しの際、委任状の自筆を求められることがあるが、障害のためにできない。
- ・視覚障害のある人がATMを利用しようとしたら、ボタン操作の案内人はいても重要な番号を押すところまで手伝ってくれないので、利用できない。

【問題の所在】

- 障害のある方が、地域社会で自分らしく暮らすためには、自己決定に基づいて商品やサービスを自由に選択できることが必要である。そのために、金融機関において自由に預金の引出し等ができることは重要である。
- しかしながら、視覚障害や上肢機能障害等のある方にとっては、金融機関において、障害特性に応じた合理的な配慮がなければ、自由に預金の引出し等を行うことができない。現状では、以下の問題点がある。
 - 預金者保護のために委任状の代筆を認めていない金融機関もある。
 - 音声ガイダンスや点字サービスのあるATMが一定数以上必要であるが、金融機関によっては、まだ十分な整備がされていないところもある。

【説明】

- ・ 金融機関が代筆を取り扱う場合には、一般にそれぞれの金融機関でその取り扱いが定められている。
- ・ 国の調査では、ゆうちょ銀行、都銀については、すべてのところで内規を設け、複数で対応することも規定されている。それ以外の金融機関においても内規を定めて対応しているということが相当数ある。
- ・ 視覚障害者対応のATMは、機械操作のボタンに点字表示をしたり、取引金額や残高を確認できる音声案内の機能を加えたもの。

全国における視覚障害者対応のATMの設置状況は平成19年9月時点で次のとおり。

都銀	約22,800台中、約11,110台	(比率 約49%)
地銀	約39,800台中、約9,340台	(比率 約23%)
第二地銀	約13,600台中、約1,620台	(比率 約12%)
信用金庫	約19,600台中、約7,800台	(比率 約40%)
信用組合	約2,310台中、約640台	(比率 約28%)

(参考)

視覚障害者対応ATMの例



課題5 障害の状況に応じた職場での配慮

【事例】

- ・心臓機能障害があるため、医師の助言も受け、配置替えを希望し会社に訴えたが、認められず、退職を余儀なくされた。
- ・上下肢の障害に伴う執務困難な業務について上司に配慮を求めたが、理解してもらえない。

【問題の所在】

- 障害のある方がその有する能力を十分に発揮して働き続けることができるためには、一人ひとりの障害の状況に応じた職場環境の整備等の配慮が必要である。
しかしながら、使用者側から見ると、例えば、車いすの社員のための建物や設備、備品等の配慮など、費用負担の問題があるほか、障害に対する誤解や偏見があるために、職場において合理的な配慮が欠けていたり、十分でなかったりすることがある。

【説明】

- 平成18年12月に国連総会で採択され、平成19年9月に我が国が署名した障害者の権利に関する条約においては、職場における合理的な配慮の提供を求めていることから、国は同条約の締結に向けて、障害者雇用促進法制においてどのような措置を構すべきか、平成20年4月に研究会を設置して検討を開始した。

(参考)

障害者の権利に関する条約の概要

- 障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障害者の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。また、条約の実施状況を監視する国際モニタリングにおいて、本条約独自の委員会を設置することも規定している。
- 雇用分野については、公共・民間部門での雇用促進等のほか、あらゆる形態の雇用に係るすべての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全・健康的な作業条件を含む。)に関する差別の禁止(1(a))
公正・良好な労働条件、安全・健康的な作業条件及び苦情に対する救済についての権利保障(1(b))
職場において合理的配慮が提供されることの確保(1(i))
等のための適当な措置をとることにより障害者の権利の実現を保障・促進することとされている。

- 千葉県条例における「合理的な配慮の例」(条例の解釈指針による)
 - ・車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
 - ・精神障害がある従業員のために、仕事のローテーションを組み替えること。
 - ・仕事を進めるに当たって障害特性を踏まえるとともに、本人の仕事に対する意欲や可能性に配慮すること。
 - ・知的障害がある従業員のために、工程の単純化等職務内容を工夫すること。
 - ・障害を持ったことによる退職後の職場復帰にあたり、単純に従前の職務が務まるかではなく、段階的な復帰や職種の転換を考慮すること。
 - ・エレベーターのないビルをオフィスとして使用している企業において、車イスを利用する従業員を1階の業務に配置すること。

課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進

【事例】

- ・膀胱機能障害のある人が使用できるトイレが建物の中にない。
- ・公園に障害者用トイレが少ない。
- ・災害時の仮設トイレに手すりを設置してほしい。
- ・「多目的トイレ」、「だれでもトイレ」等の表示は、障害者が使えないときもあるので、やめてほしい。
- ・車いす使用者が勤務先で使用するトイレが、施設利用者と兼用の多目的トイレで使用することが多く、なかなか使えず困っている。

【問題の所在】

- 障害のある方を含め誰もが自由に外出・移動し、まちのいろいろな施設に出入りし、公共的サービスを平等に利用して、社会参加できることを目的とした「福祉のまちづくり」を進めていくことが重要である。
- しかしながら、障害のある方が使えるトイレは、徐々に整備されつつあるが、費用がかかることもあり、まだ十分とは言えない状況がある。
- 特に、
オストメイト(人工肛門保有者・人工膀胱保有者)対応のトイレが少ない。
車いす使用者が使いにくいトイレ、使えないトイレが多い。
などの問題がある。

【説明】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者、車いす利用者、子ども連れの人、オストメイトなど、できるだけ多くの方が利用できるように設計されたトイレの設置が進んでいる。
- 障害のある人の利用を考えた場合、車いす利用者には車いすの回転できる広い空間が必要だが、視覚障害のある人は広い空間だと不安になるといったジレンマや、障害の種類によって適した手すりの位置が異なるといった問題があり、真にユニバーサルな単一のトイレの設計は難しい。
- 従来のトイレに比べて広くて快適であることが多いため、洗髪や着替え、読書などで長時間占拠されたり、たまり場になったりして、このようなトイレを本当に必要とする障害者や高齢者などが利用できなくなるというような問題も想定される。
- また、自己導尿などを行うためにトイレの清潔を保つことが欠かせない障害者にとっては、不特定多数が利用する不潔な「だれでもトイレ」よりも、清潔さが保たれた「専用トイレ」が必要であるという指摘もある。

(参考) だれでもトイレの例



だれでもトイレの入口



オストメイトの方にも
使える設備



大人のおむツ交換ができる
ベッド



車いすが大回転できるような広さ、
使いやすい便器、洗面台

ミルク用の熱いお湯が出る
給水設備の赤ちゃんルーム



パパのためのおむツ替えコーナー

テーブルと椅子でちょっと一息

課題7 障害のある人への不動産の賃貸

【事例】

- ・精神障害者であることを隣人に話したら、不動産屋から現在の住宅を出ていくよう遠まわしに言われた。
- ・アパートを借りるときに障害者であることを告げると断られるという体験を何度もしている。
- ・知的障害者グループホームの建設に当たって、地域住民が反対している。

【問題の所在】

- 住まいは、人の生活の基盤となるものであり、障害のある方が地域で暮らすためには、障害のない方と同様に自由に不動産の取引ができることが必要であるが、以下のような問題がある。
 - 障害のある人にアパートを貸すと、「アパートの住人とトラブルを起こすのではないか」、「火の始末ができないかもしれない」といったような不安等から、障害のある人にアパートの賃貸を拒否する家主もいる。
 - 重度の身体障害のある人については、「安全を保障できないのではないか」、「いざというときに責任を負わされることになるのではないか」といった不安等から、また、車いす使用者については、「車いすを使用されると建物が傷む」といった理由から、アパートの賃貸を拒否する家主もいる。
- また、障害のある人が地域で暮らすときに、住まいの場としてのグループホームは重要な資源であるが、いざグループホームをつくるとなると、「住宅地のグレードが落ちる」、「障害のある人とのトラブルが心配」など、障害のある方に対する誤解や偏見によって地域住民の反対に遭遇する事例も多い。

課題8 店舗での買い物と移動の介助

【事例】

- ・ 視覚障害のある人がショッピングセンターで、買い物のガイドや移動の介助のサービスが受けられなくなった。

【問題の所在】

- 障害のある方が、地域社会で自分らしく暮らすためには、自己決定に基づいて商品やサービスを自由に選択できることが必要である。
- その際、店舗側で、障害のある方の障害の状況に応じて、買い物のガイドや移動のサービスを提供できれば、障害のある方にとって買い物がしやすくなる。
- しかしながら、以下の問題点がある。
 - 店舗においては、障害のある方に対する買い物の案内や介助をマンツーマンで行う従業員を配置するのは困難なことが多い。限られたスタッフの中で、何を、どこまで配慮するかが問題となってくる。
 - 視覚障害に限らず、聴覚障害、肢体不自由、知的障害など、障害の種類、程度に応じて、必要とされる配慮も異なるため、接客する従業員が、障害の特性を理解し、的確な対応をすることが求められるが、そのノウハウを有する従業員は少ない。

課題9 音響式信号機の音声誘導ルール

【事例】

- ・音響式信号機について、通常は広い通りの方が「カッコー」の声で、狭い通りの方が「ピヨピヨ」の声のはずだが、間違って運用されていたので、移動に支障がある。
- ・視覚障害者は、常に認識している地図を頼りに歩いており、道路の優劣・広さより、方向感覚を維持していくためにもその場の東西南北を基準とした音声誘導が必要である。

【問題の所在】

- 音響式信号機は、視覚障害のある方にとって、安全に移動するために欠くことのできないものであるが、音声誘導の運用が地域によって異なることもあるため、視覚障害のある方が他の地域へ旅行したときに、方向を誤り、場合によっては身に危険が及ぶおそれがある。

【説明】

- 本県では、警察庁通達に基づいて、音響式信号機の設置に当たっては、地域住民、視覚障害者団体等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分説明し理解を得るように努めている。
- 音響式信号機の吹鳴基準については、隣接都県の実施状況を踏まえながら、主道路を横切るときは「カッコー」、従道路を横切るときは「ピヨ」を基本としている。主道路と従道路は、原則として国道、県道、市町村道の順で決まる。同一路路であっても交差する道路により道路の主・従関係が逆転する場合があります、利用者の意見を聞きながら隣接した音響式信号機同士の吹鳴方向の整合を図っている。
- しかしながら、一部の県では東西南北を基準としているところもある。

課題10 保育所等における障害児への配慮

【事例】

- ・自閉の傾向があると診断された子どもが入園予定の保育園での支援体制等が心配である。
- ・学童保育について、子どもの障害の内容や程度によって入所を断られることがある。
- ・学童保育所が入学予定の小学校から遠方にあり、しかも途中歩道がなく安全面で不安なので送迎してほしい。

【問題の所在】

児童福祉法では、障害児の保育所への受入れに当たって、条件は付けていないが、予算の確保が伴わず、保育士等の人的な配置等ができないことで、事実上サービスの提供が困難になっている場合がある。

保育所が障害児を受け入れるに当たって配慮すべきことについて、保育所の考えと保護者の期待との間にずれが見られる場合がある。

(参考)

- 学童保育については、「千葉県放課後児童クラブガイドライン」(平成19年1月作成)によれば、対象児童は、市町村に在住又は在学している小学校及び特別支援学校小学部の1年生から6年生で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされており、受け入れに当たっては1年生から3年生までの低年齢の児童及び障害児を優先させつつ、その他の児童を積極的に受け入れることとしている。
- また、入所申請・入所の決定について、保護者以外の同居人(祖父母等)がいること、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らないこととしている。

課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮

【事例】

- ・自閉症の小学2年の子に、母親が普通学級で一日中付き添って学習支援をしているが、学習支援できる教員を配置するなどの支援をしてほしい。
- ・発達障害があり、パニックになると大声で泣き出し止まらなくなる高校3年の子が参加する修学旅行に親も同伴してほしいと求められた。

【問題の所在】

- 障害のあるなしにかかわらず、すべての幼児児童生徒には、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利が憲法で保障されている。また、平成18年12月に教育基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」ことが新たに盛り込まれた。
- しかしながら、以下の問題点がある。
 - 障害のある児童生徒の学習支援や介助を行う人材が確保できない市町村がある。
 - 障害のある子どもに対する教育上の必要及び安全確保の観点から、学校は保護者に付き添いを求める場合があるが、これを保護者は配慮が欠けていると認識することがある。

【説明】

- 小中学校における教員については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める標準により、配置されている。
- なお、学習支援や介助を行う人材については、平成19年度から、障害のある児童生徒への支援を行う「特別支援教育支援員」が地方財政措置されている。
 - 「特別支援教育支援員」
小中学校において、様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことを目的に配置するものである。なお、配置に当たって、国から市町村に対し、地方財政措置がなされる。(20年度の額は、公立小中学校数に相当する支援員を配置できる額となっている。)